

第二十四回国会 内閣委員会 会議録 第十五号

昭和三十一年二月二十九日(水曜日)

午前九時四十二分開議

出席委員

- 委員長 山本 象吉君
- 委員 江崎 真澄君 理事 大平 正芳君
- 理事 高橋 等君 理事 保科善四郎君
- 理事 宮澤 胤勇君 理事 受田 新吉君
- 大坪 保雄君 大村 清一君
- 小金 義昭君 椎名 隆君
- 薄田 美朝君 田村 元君
- 辻 政信君 床次 徳二君
- 林 唯義君 福井 順一君
- 眞崎 勝次君 栗山 博君
- 山本 正一君 横井 太郎君
- 西ヶ久保重光君 飛鳥田一雄君
- 石橋 政嗣君 稲村 隆一君
- 片島 港君 西村 力弥君
- 細田 綱吉君 森 三樹二君

出席政府委員

- 法務大臣 牧野 良三君
- 文部大臣 清瀬 一郎君
- 国務大臣 船田 中君
- 法制局長官 高辻 正巳君
- 委員外の出席者 議員 山崎 巖君
- 専門員 安倍 三郎君

本日の会議に付した案件

- 憲法調査会法案(岸信介君外六十名提出、衆法第一号)
- 防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)
- 自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を続行いたします。

この際委員長より石橋君にお答え申し上げます。昨日の総理大臣出席の御要望に對しまして、首相の出席を強く要求いたしました。エネスコ等の關係で外人との先約がある、というので、どうしても本委員会に出席ができません。との回答に接したもので、その首相の答弁を防衛庁長官より代読していただきますことになりました。それから御了承願いたいと思存します。従って質疑を続行させていただきます。

まず防衛庁長官により、きのうの石橋君の質問に對して、首相の答弁を代読願いたいと思存します。

○船田国務大臣 石橋委員の御質問に對しまして、十分総理大臣と話し合いをいたしまして、政府を代表して総理大臣から答弁申し上げます。御報告のありましたような事情でございますので、その答弁の要旨をここに私から申し上げます。

わが國に對して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが國土に對し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とするところだといふふうには、どうしても考

えられないと思つたのです。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するの、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範圍に含まれ、可能であるといふべきものと思つた。昨年私が答弁したのは、普通の場合、つまり他に防禦の手段があるにもかかわらず、侵略國の領域内の基地をたたくことが防衛上便宜であるというだけの場合を予想し、そういう場合に安易にその基地を攻撃するのは、自衛の範圍に入らなからうという趣旨で申したのであります。この点防衛庁長官と答弁に食い違ひはないものと思つた。

以上が政府を代表して、総理大臣からの本問題に對する答弁でございます。どうぞよろしく御了承をお願いいたします。

○石橋(政)委員 今総理の答弁を長官が代読されたわけでございまして、私はそれで承服できないと申し上げなぐちやありません。そこでまず最初に尋ねたいのは、二十二特別国会における答弁は、昨日及び一昨日の船田長官の答弁と、食い違ひがないといふふうな言っておられますけれども、それにはいろいろ付言されておられます。結局するところ先国会において総理がなされた答弁は、いつもの調子で言葉が足りなかつたのだ、こういうことなんですか。

○船田国務大臣 大体ただいま石橋委員が仰せられるごとくに、他に方法が絶対にないというような場合におきまして、敵基地を攻撃する。しかもその前提をいたしまして、私がここにたびたび申し上げておりますように、急迫不正な侵略があつた、そしてこのままにしておれば、ただ座して自滅を待つのみ、こういう場合において他に方法がないといふときには、敵地をたたくといふこともあり得る。またそれは自衛の範圍である。かような趣旨におきまして、総理大臣の御答弁と私の答弁は決して食い違つてはおりないのでございまして。ただ敵地を先制攻撃した方がよからう、かような場合において、少くとも現行憲法のもとにおきまして、さような先制攻撃を加えるといふことはできません。また絶対的にさうなことは考えておられない。その点におきましては、総理大臣の二十二国会における御答弁になりましたこととも、今日私が答弁いたしましたこととも、決して食い違つてはおりないと存じます。

○石橋(政)委員 食い違つておられないといふことを厳んに強調されるわけでございますけれども、聞き方の私としては、はつきり食い違つていないのか考へられない。きのうも一部速記録を朗讀したわけでございまして、今言つたような前提のもとに答弁はなされておらないわけですね。前後の關係もよくお読みになつたことと思つたわけでございまして、田村君の発言の

中にははつきりとして出てきています。結局自衛といふことになれば、「外国から攻められる場合にそれを撃退するだけ」が自衛であるのか、そうするとあたかも楠木正成の千早城になつてしまふのであります。これは籠城であります。そうでありますから外国から攻められた場合、相手の基地までこちらが爆撃して、後顧の憂いをなくするといふことまでをもつて自衛とされるのか、こういう質問をされているのに對して、「あなたのおっしゃつたように、飛行機でもつて飛び出して、攻撃の基地を粉砕してしまふ」といふことまでは、私は今の条文ではできないと思つた。これははつきり言つておられるわけですね。この前後のつながりを無視して、自分の答弁だけを引っぱり出してきて、あのときの答弁はそういうことじゃなかつたのだ、先制攻撃といふようなことだけを避けるつもりで言つたんだと言つた。これはあまりにも言葉が足りな過ぎますよ。一体総理は、ここに來ていただきます。直接言いたるところなのでございまして、あまりにも自分の言葉といふものに責任を持たな過ぎる。二十二特別国会でも、はつきり江崎議員あたりの質問に對して、自分の見解を述べましたといふことを、ここで率直に言ひました。率直に言ふことは正直でいいかも知れないけれども、少くともこういう大切な問題については、簡単にぐらぐら考えを変えてもらうといふことは、まことに困民として安心ならぬと思つた。われわれもこ

こで質問して、総理なり長官なりが答弁をする。それを聞いて安心したり、喜んだり、悲しんだり、怒ったりしている全くピエロみたいなものだと思ふ。そのときの行き当りばつたりの答弁をされてはかなわぬと思う。われわれがピエロじゃない、国民がピエロだとは私は言いたくない。そのように信念のない答弁を国会においてなされるということは、これは重大な問題だと思ふ。少くとも鳩山さんは、在野当時においては、自衛隊は憲法第九条に違反するということをはっきり申し上げておりました。それを二十二特別国会において考

えを改めまして、「私が野党時代に表明した見解は、その後変えたことは先ほど申し述べた通りであります。」と六月十六日に言っておる。そうしてそのときは自衛の範囲というものについて結局籠城ということになるのだ、向うから攻められてもこつちから出ていくということではできないのだと言っておった。これがまた半年たった現在においては何うから来れば出て行くことはできるのだ、こういうことをやっておれば、また一歩進めて来年は、あるいは来年を待たずしてあと二、三カ月すれば、先制防禦ということも言ひ出すかもしれない。一歩々々進んだ解釈をやっておるじゃありませんか。どういふ情勢の変化に基いてそういうふうな考えを変えられるか、しれないけれども、国民としてはまことに安心ならぬと私は思う。だからこそ直接総理の出席を願つて、安心のいく答弁を願つたと思つたわけですが、今船田さんがかわりに読まれたけれども、そういうことでは私納得いきません。少くとも最小限度納得させようと思へば、

去年言つた答弁と今の考えとの間にはまた違ひが出てきておるのだ、私の考えを変えましてと言ふなら、そういう意味で私は了解できる。それをこじつけないで済ませようとするそういう態度には私は納得できません。そこで率直に申していただきたい。今私が申し上げました田村君の質問、これは籠城するの、それとも攻撃されれば攻めていくのかという質問に対してなされた答弁なんです。それと私は食い違ふと思ふけれどもどうか、再度お尋ねいたします。

○船田国務大臣 先ほども私から申し上げましたように、ただいま御懸念のありました点は、おそらく全般的の大きな問題として、總論的にお考えになった点であろうと存じます。その問題につきましても、もちろん現行憲法のもとにおきましても、先制攻撃を加えるというようなことはできませんし、また政府としてはさうなことは絶対に考へておりません。しかしたびたび繰り返して恐縮でございますが、急迫不正な侵略が現実に出て参りますが、そうして誘導弾等の攻撃が加えられる、このままおれば自滅を待つのみである、そういうとき自滅を待つというときは憲法の期待しておるところではなからう、こういう点につきましても、先ほど総理の御答弁の要旨を私からかわつて申し上げたやうなことであります。その点におきまして、私の先日申し上げておること何れは矛盾のではありません。ただいま石橋委員の御懸念になられますやうな点については、言葉の足りません点は十分これを

補足いたしました。ただいま私の説き上げたことが、政府としての最終的の決定的意見であることをここにつけ加えて申し上げておきます。

○石橋(政)委員 きつうから長官は急迫不正な侵略行為という言葉を繰り返して言つておられますけれども、大体侵略行為そのものに急迫不正なもの以外のものであるのですか、私はそのことからお尋ねしたいと思ひます。

○船田国務大臣 それは今までの歴史を見ますと、いろいろ間接侵略とか直接侵略とかいろいろありますから、これはいろいろそのときの事情によつて考へなければなりません。私ども自衛権の発動をする場合におきましては、何といつてもやはり急迫不正の侵略が前提となると考へます。

○石橋(政)委員 少くとも私がここで御質問しておる問題は、敵がよそから攻めてきたときの問題なんです。結局直接侵略の問題なんです。その直接侵略という形、これはいつの場合であつても、侵略という以上不正であり、そうした急迫状態になされてくるにきまつておる。そうすると幾らくここであなたが急迫不正ということをお言おうと言ふまいと、侵略行為というものはすべてそれなんです。だからどんなものでも敵が攻めてきた場合ということと何れも変わらないと思ふのです。その点再度お尋ねいたします。

○船田国務大臣 これは繰り返して申しますが、急迫不正の侵害に対して国土を防衛するというところでございまして、その場合に他の手段がないというやうなときにおいては、敵基地をたたくこともあり得るということをお申し上げておる次第であります。

○石橋(政)委員 それでは急迫してない状態になされる侵略行為、不正でない侵略行為というものは、どういふものであるか、御説明願ひたい。(答弁者あり)――委員長、答弁させて下さい。――私はお尋ねしておるのです。その答弁席にすわつておられる以上、答弁するために来ておられるのです。何か私の質問に対してお答え願ひたい。

○船田国務大臣 急迫不正の侵害に対して、それを防止するのは、誘導弾等の攻撃が急迫しておる、そうして他にこれを防止する道がない、こういう場合においては敵基地をたたくことがあり得るといふことを申し上げておるのであります。しかし、急迫不正でない侵略がどこにあるかという、これは宣戦布告して侵略してくる場合もあるだらうと思ひます。

○石橋(政)委員 非常に苦しい答弁を続けておられるようでありますが、私はそういうことではこれまた納得いきません。

それから先は鳩山さんの答弁を代読されたわけですが、昨年の田村君が発言いたしましたその翌日、飛鳥田委員の質問に對しまして、なお念入りに総理は答弁しておるわけですが、それは今問題になりました誘導弾の問題について、はつきりこれが出てきておる。飛鳥田さんの「飛んでくる無線誘導弾は侵略だから、これに對して防衛できる。だがしかしその根拠地に行つて根拠地をつぶすのは自衛の範囲を逸脱している。一体飛んでくる無線誘導弾を空中でも受けとめようとなざるのか、一つ伺つていただきたいと思ひます。」という質問に對して、総理は「私は戦闘のことはよくわかりませんが、攻撃する力、出かけるということは自衛の、あそこを書いた範囲外に出るものと思ふんです。それに對して、出ないでもって、こつちも同じやうなたまを撃つたらいいだらうと思ひます。」というお言葉を言つておる。「出ない」といふ言葉もはつきり使つておるのです。誘導弾が飛んできたときに守らうと思ふ、たまそのものを守る権利はあるけれども、したたまの発射されておる根拠地に出かけいつて、その根拠地を粉砕することとは今の条文ではできないと思ふと、はつきり総理は言つておるのです。それではどうするのだというに對して、こつちもたまでも撃つておけばいいだらう、出かけていくのはいいだらうが、ただ飛ぶのはいいだらうという苦しい答弁を、当日鳩山さんはやつておる。このように明らかにあなたが特に代読されたものと違ふ内容のことを言つておるわけです。これをもつてなお意見に食い違ひはないと言われることは、今の急迫不正の侵略行為ということと同様全く言葉のあやというのですか、詭弁だと私は思ひます。それで総理の考へがこの数カ月の間に變つたのであらう。變つたのであるならば私は一応そういう意味で了解する。そこで再度お尋ね願ひたいと思ふ。

○船田国務大臣 先ほど総理大臣の答弁を申し上げましたのが、政府としての答弁でございまして、それには先ほど来私が申し上げておりますやうに、敵

の攻撃を受けてた自滅を待つということが憲法の期待しておるところではないということ、総理も言われておるのでありまして、誘導弾等の攻撃が加わりまして、そうしてそれに対して敵地をたたかなければ自滅をする、他に方法は無い、こういう場合において敵の基地をたたくということは自衛権の範囲である、こういうことを申し上げるのであります。敵地へたたく兵隊を持っていて、そうして敵基地をたたかうような、いわゆる先制攻撃を加えるということまでをも含めて申し上げておるのではないのでございます。その点はあしからず御了承をお願いしたいと思います。

○石橋(政)委員 現在の鳩山総理の考え方というのは、あなたの考え方と一致しておるのかも知れません。しかし少くとも昨年の二十二特別国会当時における鳩山さんの考え方というもの、あなたはわからないはずなんです。だから当時と現在と総理の考え方が変わったのか、それとも当時から一貫しておるものかというところは、あなたには判断つかないだろうと私は思う。だから鳩山さんに来てもらいたいということをおっしゃるわけですか。どうでしょう。この点について御説明が願えないものならば、少くともこの法案は、鳩山さんがこの内閣委員会に出ておられるまで、私は審議を打ち切らないで続行すべきだと思いますが、委員長の見解を伺いたい。

○山本委員長 石橋君にお答え申し上げます。今までの防衛庁長官の答弁で大體御了承願えると存じますから、なお質問を続行願います。

○石橋(政)委員 私はこの点につきましては、総理みずから本委員会に出席

していただいで説明していただくことを条件といたしまして、この問題に關連する他の部分についてそれではお伺いいたします。今抽象的な形でこれが論議されたわけでございますが、それから一体自衛の範囲というものはどういふところなのか、もう少し私は突っ込んでお尋ねしてみたいと思うわけでございます。

そこで第一の例としてあげたいのは、もしかりに朝鮮動乱が再発する、まあ台湾で問題が起きたというふうなこともあつてございまして、そういふ際にアメリカがこれに介入してきて、そうして朝鮮なら朝鮮に対してアメリカが空襲を加えたというふうな場合、日本の基地から飛行機が出たというところに対して、敵国が報復的な爆撃を日本の基地に加えたというふうな場合には、一体日本の自衛隊はどうするのですか。これは安保条約第一条あるいは行政協定二十四条との関連もありますので、実際にやるやらぬは別に、理論的に今あなたが言われたような、こつちがやられたんだから出ていくという意味合いで、攻撃を加えることもできるのかどうか、この点をお尋ねいたしたいと思います。

○船田國務大臣 ただいま石橋委員の御質問の点は、大體海外派兵というふうなことになるかと存じますが、海外派兵というふうなことは、私は今日の場合におきましては自衛権の範囲内にあるとは考えておりません。海外派兵というふうなことは全然考えておりません。

○石橋(政)委員 海外派兵ではございませぬ。ございませぬということはおなかがおっしゃつておる。少くとも敵

の基地をたたくために飛行機が飛んでいって爆撃する、これは海外派兵とは区別するべきでありますというところを、長官みずから言つておる。私が言つておるのは、日本の自衛隊の飛行機がそれじゃ朝鮮に報復爆撃に行つてもよろしいのか、実際にやるやらぬは別にして理論的にはできるのかというお尋ねでありまして、飛行機の問題、あなたが現在答弁の中で申しておられますケースの問題でありますから、その点誤解ないように御答弁願いたい。

○船田國務大臣 さような場合においては、おそらく日米共同作戦ということになるかと存じます。そういうふうな場合におきましては、おそらくアメリカ軍がその任に當るのでありまして、わが方としては敵地を攻撃するというようなことは考えておりませぬ。

○石橋(政)委員 あなたは、日本の自衛隊といえども日本の国土を不正に侵略された場合にはこれを迎撃することができる、それのみならず、こちらから積極的に出ていってたたくこともできるとおっしゃつておるでしょう。そうするとアメリカの基地であろうと何であろうと、これは日本の国土のうちである。この日本の国土が敵国によって爆撃された、そういう場合には日本の国土がやられたんだから、当然自衛隊の飛行機が報復爆撃をすることができるといふ問題になりはせぬですか。あなたが今はつきりできるとおっしゃつておられる。総理もそういう見解だとおっしゃつておられる。その問題について私はお尋ねしておるわけです。アメリカの問題じゃありません。アメリカの基地がやられるといたつたつてわれわれの国土の中にある基地です。日本

がやられること一つも私は変らなれないと思つておる。もう一度私はお尋ねいたします。

○船田國務大臣 これは総理の先ほどの答弁の中にもございまして、誘導弾等による攻撃を防禦するのに、他に手段がないと認められる限り、その基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれる、これで御了承願えると思つておる。

○石橋(政)委員 他の手段がない場合と、この場合は他の手段がある場合、こういうお考えですか。

○船田國務大臣 他に防衛の手段がある場合に敵基地をたたくということはないと存じます。

○石橋(政)委員 そこで私申し上げておるように、今朝鮮で再び動乱が起きたとする、その場合にアメリカがこの問題に介入してきて、そうして日本の基地から朝鮮に対して爆撃をやつた、向うが報復爆撃を日本の国土内にやつた、そういうときに、あなたは答弁をそれしておるのでございまして、こういう場合に、それじゃ報復爆撃をしないのですか、するのですか。実際にやるやらぬは別として、理論的にやれるのですか、やれないのですか、明確に一つお答えを願います。

○船田國務大臣 日本とアメリカとの間に安条約のあることは御承知の通りであります。ただいま御質問のような場合は、おそらく行政協定第二十四条の発動によりまして、共同作戦をしなければならぬというふうな場合には、自衛の範囲に含まれます。従いまして、そういう場合において大作戦をするということ、わが国の自衛隊の方ではできませんし、また自衛の範囲内という問題から、これは問題が起ると思つて、さような場合においては、おそらく米国の空軍の活動あるいは艦船の活動ということがあると思つておる、大體においてさような場合においては、いわゆる他に方法があるということになるかと存じます。

○石橋(政)委員 米軍が日本の国土内におるから、米軍がやつてくれる、これは他に適當な方法がある場合だから、自衛隊はじつとしておつていいんだ、こういう御解釈ですか。

○船田國務大臣 今御質問のような場合は、おそらく行政協定第二十四条の発動される場合だと存じます。

○石橋(政)委員 そこで二十四条にはつきり明文があるわけですが、「日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、直ちに協議しななければならぬ」とはつきりうたつておる。ところが「直ちに協議しななければならぬ」というこ

とがうたわれておる。そうすると、その場合の共同措置というのはどういふことであり、そうして向う側から直接の協力、たとえば日本の基地がやられたんだから、お前たちも奮起せよ、日本の航空自衛隊もわれわれの飛行機と一緒に朝鮮に向って行こうじゃないかという相談があったときには、一体どういふことになるのですか、この点明快にお答えをお願いします。

○船田国務大臣 それは行政協定第二十四条によりまして、それらの措置をすべて協議することになっておるのであります。

○石橋(政)委員 一昨日池田委員の質問に対しまして、はつきりとあなたは共同措置をとるといふことを言っておられる。共同措置をとるといふことは、結局あなたが今言っておられるように、敵からやられた場合には、敵の基地をたたくことも実行することができるといふことだかろうと思つて、この点重ねて追及いたしておるわけです。

○船田国務大臣 行政協定の二十四条によりまして、それらの点について協議をするのであります。まず協議をしなければ、どういふ措置を講ずるかといふことはここで言明はできません。そのときの事情によることとありますから、その協議をするといふことがまず必要なことでありまして、おそれなくそのときには、わが方といたしましては、わが国の憲法初めわが国の国法に従つて、できる範囲の措置をとる、こ

ういふことになるかと存じます。
○石橋(政)委員 この問題を私が重ねて質問するのは、非常に重要だからです。自衛の範囲というものが、あなたのおっしゃるようによびられていった

んじや、全くもつてわれわれ日本の国民は不安でたまらないと思つてからこそ、私は質問しているのです。いつも言っているように、少くとも今まで歴史上に、侵略戦争をやつたつて、はつきり自分のところが侵略するのだというやうな形で戦争をやつたことのないといふことは、あなた方も御記憶の通りだと思つて。この点は保守党の自民党の江崎さんが、やはり昨年の本委員会でお、非常に心配して総理に答弁を迫つておる。私は自民党の諸君にこの点引

用しながら申し上げるから、よく聞いてもらいたい。どういふことを江崎さんが言っているかといふと、保守党の立場で非常に心配だから尋ねる、自衛のワクが広げられていくといふことになると、やがてそれが侵略といふ形に及ぶかもしれないといふやうなことを心配して、当時質問しておられる。これは私ももつと似たことだと思つて。少くともあなたは、大東亜戦争が侵略戦争か、それとも自衛のための戦争かといふことについての明確なお答えをい

しきれないで、後世史家が何とか判断するだらうといふやうなあいまいなことを言っている。そういう考えの裏には、少くとも真珠湾攻撃も自衛のためのものだといふやうな、そういう全く反動的な考え方がひそんでおるのだらうと思つて。そういう長官に敵の基地をたたくことができるというやうな解釈をされて、勝手に自衛隊を動かされるやうなことになつたら、再び日本があ

あいう急迫した、ああいう間違った方向に導かれていくおそれが多分にあると私は考へて、突き詰めて質問をいたしておるわけでございます。少くともあなたの今の態度で行きますならば、

もし朝鮮に再び問題が起きたといふやうな場合には、おそらく日本もその巻き添えを食つていくといふやうなことになるわけでありませう。しかしこの点は一応この程度にいたしまして、それでは法律的に問題をお尋ねいたしたいと思ひます。

しからは敵の爆撃があつた、そこで日本の飛行機がその基地をたたくといふやうな場合には、法律的には自衛隊法の第何条を根拠にしてそういうことをやられるのか。おそらく第七十六条の防衛出動の項目が適用されるのじゃないかと思ひますが、その点お伺ひいたします。

○船田国務大臣 ただいま御質問の点は、第七十六条の規定の適用といふことになると思ひます。

○山本委員長 石橋君に御注意申し上げます。お約束の時間が参つておりますから、ごく簡単に願ひます。

○石橋(政)委員 それでは第七十六条について一応質問をしておきたいと思ひますが、それは何かと申しますと、あなたは急迫不正の状態、他に方法のない場合、こつこつとにのみ、敵からやられたらその根拠地をたたくのだらうと思つておられる。しかしそれが認められるといふこと、それが防衛出動であるといふことは、ただ単にそういうおそれのある場合にもそういうことがやれるといふことにならな

いと言つても、明文にはつきり「外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む」とある。それ以上、おそれがあるといふ口実を設けてやらないといふ保証はない。その保証がありますか。
○船田国務大臣 防衛出動をするやうな場合におきましては、その最終決定をいたすのは国会でございます。従つて国会において十分論議されてやることになるのでありますから、ただいま御質問になっておりますやうな心配は私はないと思ひます。なお私がこの際特に申し上げておきたいことは、自衛隊の解隊をどんどん拡張しておるというふうにおとりになっておるやうであります。私はさやうなことは申しておりません。

いと言つても、明文にはつきり「外部からの武力攻撃のおそれのある場合を含む」とある。それ以上、おそれがあるといふ口実を設けてやらないといふ保証はない。その保証がありますか。
○船田国務大臣 防衛出動をするやうな場合におきましては、その最終決定をいたすのは国会でございます。従つて国会において十分論議されてやることになるのでありますから、ただいま御質問になっておりますやうな心配は私はないと思ひます。なお私がこの際特に申し上げておきたいことは、自衛隊の解隊をどんどん拡張しておるというふうにおとりになっておるやうであります。私はさやうなことは申しておりません。

○石橋(政)委員 国会に諮るのだとおっしゃいますけれども、防衛出動、特にあなたのおっしゃるやうに、急迫不正の侵入行為があつたやうな場合に、一々国会に諮るいとまがありますか。おそらくこのただし書きでいく場合の方が多かろうと思つて。だからこそ私は心配してお尋ねしているわけなんです。そこで明確に、答弁をせよ。あなたはお話しを願ひたい。あなたは敵の基地をこつこつとやっている。そうす

るならば、そのおそれのある場合にも、その例はただちに引用されるのじゃないか、そのまま行われてかまわないといふ理屈になるのじゃないか、明確にお答えを願ひたい。
○船田国務大臣 この七十六条の場合におきましては、武力攻撃のおそれのあるといふのは、急迫した危険といふものをも含めておるわけでありませうが、しかしこれは防衛出動の命令をそ

ういふ場合にも出し得るといふのでありまして、現実には武力を使用するといふことにつきましては、もちろん現実

に武力侵略があつた、こつこつとに

ういふ場合にも出し得るといふのでありまして、現実には武力を使用するといふことにつきましては、もちろん現実

に武力侵略があつた、こつこつとに

に武力侵略があつた、こつこつとに

に武力侵略があつた、こつこつとに

に武力侵略があつた、こつこつとに

方ですけれども、憲法第七十二条第一七十三條の内閣の権限の中に「憲法改正案の提出を加える。」ということがあるのですが、これを見ましてもおそれなく私は多くの人は、果して内閣に憲法改正を前提とする、たとえば、調査会ですが、そういうふうなものを提案する権限があるかどうかということがはつきりしていないと私は思う。そういうことが私はこういう内閣の権限の中に憲法改正の発議案の提出を加えるというのを言っている理由であると思ふのですが、この点につきまして一つ清瀬さん、山崎さんの御見解をお聞きしたいと思います。

○清瀬國務大臣 憲法調査会という調査をして下さるかは、これは將來のことですけれども、今お聞き、私が属しておいた前の党派で調べました時分には、憲法改正に関する九十六條の規定自身も振り返つて研究しようという風に申し合せておりました。この憲法改正の方法は、国会で一べん三分の二で規定して、またそれを国民投票に付する、丁重は丁重でございませうけれども、あまりにも規定が嚴重過ぎるじゃないか。むしろ憲法のうちには万世不易ともいふべき基本的な事項もございませうけれども、その他の事項については時の必要で変えなければならぬこともまた起るだろう。アメリカの憲法も、あの通り数回修正憲法ができておりましたから、九十六條も嚴格に過ぎる、これ自身も一つ研究しようという論は起つております。しかればどう変えるという成案は得ずに終つておるのでございませう。

○山崎巖君 憲法の改正につきまして提案権が国会のみにあるか、あるいは

内閣にもあるかという問題につきましては、過日の委員会で申し上げましたし、またたたいま清瀬文部大臣からお話のありました通りの解釈を、実は私も持つておるわけでありませう。自由党時代にたたいまお述べになりましたように改正案といひますか、要綱といひますか、作り出したことは事実であります。それは提案権が内閣にもあるかどうかということにつきまして、學者の間にも、私は少数だとは思ひますけれども反対論もあるわけでありませう。そういう点を明確にする意味において、内閣の権限の中にはつきりした方がいひのじやないか、こういうことから自由党の結論は一応出してあります。ところが今私どもの自由民主

党におきましては、さらに憲法調査会を設けまして、党としても諸般の問題について検討を加えておりました。自由党の結論につきましても、私どもとしましては新たな観点に立つて、さらに再検討を今加えておるところであります。またこの法案が両院を通過しました場合には、内閣に調査会がござるわけでありまして、こういう点はこの調査会においても慎重に御検討をいたいただき、適当な結論を得ていただきたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○稲村委員 今清瀬さんの御意見は、九十六條もこれは窮屈過ぎる、だからこういう複雑な、憲法を容易に変えることができないような手続は改正した方がいひじやないか、こういう御意見であります。根本官房長官も、高橋さんのこの二十一日の御質問の中にもあつたのですが、秋田県で、やはりまず第一に九十六條の改正を国民投票に

問うて、それからほかの方をあれす、こういうふうなことを言つておられるので、これは自由民主並びに政府の人たちの一致した意見であると思はれるのです。清瀬さんがリベラリストであり、日本の民主主義を制限するとか、あるいはそれをこわすとかいふこととはどうも考へておるとは思つておらないし、またしばしば主権在民の憲法はあくまでも守る、これを中心にして憲法を改正するのだ、こういうことを言つておられますから、そのことはむしろ私は御信用申し上げます。しかし政権の担当者というものはしつちゅうかわるのですから、たとえばヒトラーのごとくですが、ヒトラーは決して暴力で政権をとつたのではないのです。ワイマール憲法を通じて政権をとつたのです。そうしてほとんど立法府の権限を奪つてしまつて一切行政府が法律などの立法権をとつてしまつた、こういうふうなことはワイマール憲法を通じてやつたことなんです。決して暴力だけでやつたわけではない。そこで憲法というものは——この点はアメリカ憲法は非常によくできておると思つても、しかし両院の三分の二できまつたものをまた州議會——州議會の三分の二であつたか、五分の三であつたか忘れましたが、州議會の決定によらなければ、憲法を変えるわけにはいかなないということになりますので、手続はなかなか複雑です。私は、こういうふうな憲法をなかなか改正できないようにすることは非常に意味があると思つておるのです。これを簡単に變更えられるようなことにすることは非常に危険である。議會を通じて独裁者が出て、勝

手なことをやる危険性があるのじやないか、こういうふうなことを考へるのです。これを變更するということは、民主主義を守る上において重大な誤謬であると思つておるのですが、そういう危険性を考へれば考へるほど、この九十六條はあくまでも變更してはいかぬ、それからこの憲法改正に對する發議権並びに提案権といふものはあくまでも立法府に屬せしむべきである、こういうふうな私考も一度聞きたいのであります。

○清瀬國務大臣 この九十六條の現在の法規は、守つていくのが當然でございませう。しかしながらこれについても、今度もし御協賛を得れば、できました調査会においては審議して下さる値打はあると思つておるのです。私も憲法の改正は、一般の法律と同じように、単純多数決でいひ、こんなことは考へておるのじやないのです。どの国でもある通り、憲法の改正には丁重な手続の行ふことは當然であります。各国の改正法規もあのときに研究してみました。イギリスはほかの法律と同じようにやつておるのですが、イギリスを除いた国はみな憲法改正の手続は嚴重になつております。しかし今の九十六條はあまりにも嚴重過ぎる。一たん衆議院も三分の二、參議院も三分の二、しかもあつた日本の国会は衆議院も參議院も國民に選挙された議員ですから、イギリスの貴族院みたいなことはないのです。どつちも人民に選挙された者が三分の二で決議をしておいて、またその上に國民に問へ、こういうのはあまりにも嚴重すぎやせぬか、幾分どつかで緩和してよからうじやないかという説

が、私の旧所屬の改進黨ではあつたのであります。それを申し上げたのであります。

○山崎巖君 たたいま稲村さんから根本官房長官が旅先で新聞に語られました点につきまして、御疑念があつたやうであります。私も実はあの新聞記事を見まして非常に驚いたのであります。あの新聞記事によりますと、まず九十六條を改正してそれから實質的の改正を別にやる、こういうふうな趣旨のように私見たのであります。これは黨の意見でもありませんし、政府の意見でもございませぬ。そこで根本官官が帰られましたから、すぐ私は根本官に会いまして、ああいう御意見をあなたに発表されましたかということを確認したのであります。それは非常な誤解であつて、たたいま清瀬文部大臣からお話がございませうように、九十六條は——むしろ憲法の改正の問題は慎重の上にも慎重な手続をとらなければならぬけれども、あまりに嚴格であるから、この点もあわせて調査会でもできたら調査会でも一つ検討してもらいたい、こういうことがあつて、自分

の真意を正確に伝えていない、こういうことであつたのであつて、自分の真意を正確に伝えていない、こういうことであつたのであつて、私は安心をしたわけでありませう。従ひまして九十六條をまず改正して、それからあの實質的の規定を改正するといふやうなことは、私の方は全然考へておりませぬ。ただ九十六條につきましては調査会ができました場合には、たたいま清瀬文部大臣からお話がありましたように、この条文もあわせて御検討をいたしたい、こういうふうな考へて

おる次第でございます。その点をはっきり確めておきたいと思ひます。

○稲村委員 これは議論になるのです。が、なるべく議論にならぬように私は申し上げたい。ただ九十六条を要するといふことは、私の意見としては絶対にかぬと思ふのです。さつき申しましたように、かりに非常に独裁的な考案を持つておる者が出て、この九十六条があることによつて、政權をとつても勝手なことをするといふふうなことは食いとめることができると思ふのです。そういう意味からこれを要するといふことが最も重大な問題で、これを要することは民主主義を破壊することになると思ふ。ヒトラーみたいなワイマル憲法の廃棄を宣言したわけでもないが、一國一党といふことになつて、多数派横暴といふことになつた。實際上私は過去の日本の政體を見ても——日本は大體議會政治ですが、アメリカは大統領がやる議會政治なのです。日本は議會政治をうまくやつてゐる國の一つなのです。欽定憲法の時代にも議會政治があつて、議會政治はうまくやつてゐる方なのです。議會政治がうまくやつてゐる國はイギリス以外はほとんどないのです。これは最も最良な政治方式であると思ふけれども、なかなかうまくいっていない——うまくいったのであるが、多数派が政をとる、たとえば政友会、これが政權をとる。そうすると多数派が独裁をやる。金力と権力とを干渉をやつて政權は必ずする。こういう歴史を私は知つてゐる。そういうことが日本の今日の悲劇になつたと思ふ。もし制限君主制のもとにお

る欽定憲法下においても、こういう多数派独裁のようなことがなかつたならば、官僚、軍閥がああいうふうなことをやることを押えることができたと思ふ。それを私は考えなければいかぬと思ふ。政權をとつたならば少数派を弾圧してもよろしい、こういう考えはあります。階級独裁のような考案方、あるいは一党独裁の考案方、こういう考案方は非常に議會政治を破壊することになるので、議會政治といふものは少数派といへども——これはむろんここで私が言うまでもないのだが、意見を尊重して、それと巧みな妥協をして、相手の意見をいれる。もちろん少数派の意見も、いれるというその巧みな妥協が議會政治なのであつて、衆議院から出た内閣総理大臣といへども、衆議院の多数を握つて、そして行政權を支配し、あらゆる多数派横暴をやるというふうなことは議會政治の破壊である、これが日本の経験、ドイツの経験です。そういう点からいつても、憲法第九十六條こそは、そうした行政權を支配したものが、多数派横暴をやる、多数派独裁をやる、こういうことを防ぐところの唯一の規定であると思ふのであります。これを要するといふふうなことは非常に間違ひである。こう思ふのですが、いかがでしょうか、清瀬さん、さうお考えにならぬでしょうか。

○清瀬國務大臣 そういう点もあわせて、人類の歴史の上においてどうあつたかといふことを十分反省して、必要な研究をしていただきたいというのが私の趣意でございます。憲法を硬憲法といつて、固い憲法にしておくと

ことが永続するゆえんか、柔軟性を持った憲法がよいかということも大きな議論なのです。御承知のイギリスは成文憲法ではありませんが、マグナカルタ以来、人権宣言等があります。あれでも英國自身は通常のマジョリティに解していつてゐる。今度は死刑を廃止しようといつたような案でも、これは単純多数でやつてゐるのです。ですから、國によつては憲法を固くしたから、それで永続するといふことには限らないのです。明治憲法は国会には発言權さえなかつたのです。それでも敗戦の結果あの通り變つてしまつたといふことがありますが、人間の歴史はたつた五千年しかないのでありますから、それが一番いかにわかりませんが、歴史の教訓によつて適當なところ、一寸尺をきめてもらいたい。私自身も考案を言へば、これはあまりにも固すぎる、その中間くらいの適當なところで憲法改正の手續ができるのではないかと、いふふうな考案をしております。

○稲村委員 私は今イギリス憲法の議論を清瀬さんとやろうと思ひませんが、けれども、しかしなるほどこの九十六條は固過ぎるとイギリスの例をとつて言われませんが、イギリスは、御存じのように、一切の憲法に対する問題といふものは議會だけ、立法府だけがやることになつておるわけでございます。それはもう嚴重に慎重に慣例として守られてゐるわけですから、私はイギリス憲法といふものは、やはりあらゆる点において日本に適していると思ふのです。このイギリス憲法をやはり成文化した日本の憲法といふようなものが、

私は一番理想的なものであると考へてゐる。それを今度内閣がさういふふうにあまり固く解釈するのはいかぬと言われなければならない、私が最も不安に思ふのは行政權を握つてゐる内閣が憲法の問題にくちばしをいれるといふことはいかぬ。これが間違ひのものである。専制政治への道を開くものである。さういふ考案はむろんあなたにもないし、今はさういふことはなくとも、さういふ方向に進むのである。これを私は心配するものである。

○清瀬國務大臣 先刻から申し上げたのは、今ある九十六條の解釈だけを申し上げたので、委員会で成案に近いものができたなら、それを法文化して政府が提案する、あるいは議員の方から提案なさるようになるか、まだきめたのはございませぬから、それと區別してお聞きを願ひたいのです。あるいは議員の方から出す方がよいといふことが、世間一般の論ならば、さうすることにはやぶさかではないのであります。

○稲村委員 了承しました。それでもう一つ重要な問題ですが、この間二十一日に、眞崎さんの國家が先か憲法が先かといふ御質問に対して、鳩山首相は國家あつての憲法である、こゝ言われた。そこで國家の問題なんです、この國家といふのが、何を言ふんです。天皇の問題で、これと関連するのです。現憲法では、天皇の地位は、國民統合の象徴で、その地位は主權の存する日本國民の總意に基く、こうなつておるのですが、自由黨の草案では、日本國の元首で國民の總意により國家を代表する、こうなつてゐる。そこで國家の解釈、國家とは何ぞやといふことになるのですが、これによつて憲法の

性格が全然變つてくる。そこで私はこれは山崎さんは自由黨の提案者ですから、お聞きしたいのですが、むろんこれは學說としての國家をお聞きしてゐるのではないので法律的に國家とは何ぞや、さういふことに対して、これは重要な問題ですから、お聞きしたいと思ふのです。

○山崎巖君 自由黨の憲法調査会におきまして、ただいま御指摘にありまして、天皇の章を改めた一応の結論を出しておりますことは事實であります。その考案方といつたしましては、もとより主權在民の原則を破るとか、あるいは制限するとか、さういふことでは毛頭ないのであります。ただ國を代表する地位、外國に対して國を代表するのには天皇を元首と呼ぶのが適當ではないか、さういふことから一応の結論が、ああいふふうに表示されておるものと私は信じております。しかし、天皇の呼稱を元首とするのはいか、あるいは現行憲法のように、國民統合の象徴といふような言葉で表わすのがいいか、これは非常に重大な問題だと考へております。従ひまして、私も今新しい党であります自由民主黨の憲法調査会におきまして、この点は慎重に再検討を加えておる段階であります。この法案が通過いたしましたら、内閣に調査会ができません場合に、慎重な御検討をいただきたいと考えておるような次第であります。ただいまの御質問で國家とは何ぞや、これは學問的にはいろいろ問題があると思ひます。常識的にいいますならば、國柄といふことであると思ひます。そこで結局少し先はしるかもしれませんが

七

が、一体日本の国というものはどうい
う国かというお尋ねではないかと思
うのでありますが、そうでございました
ならば、その点についての私見でござ
います。そこでお尋ねは、現
在の憲法によって日本国は一体どう
いう国かと申しますならば、学問的に
いえば君主国あるいは共和国のどちら
に属するか、こういう御質問ではな
るかと思うわけですが、そうではし
ょうか。そうであるならばそれにつ
いての私見を申し上げたいと思いま
す。

○稲村委員 どうぞ。

○山崎巖君 私は現行憲法の条章を
さいに読んでみますに、日本の国は
共和国でもなければ君主国でもない
これは私見であります。共和国と申
うに考えます。共和国と申しますの
は、申すまでもなく国の代表者が行
権を持ち、しかもその地位は世襲で
なくして国民がだれでもなれる、い
わゆるアメリカのような大統領の性
格を持ったのが共和国であると思
います。また君主国と申しますのは、
その一國の元首があるいは君主が
行政権を少くとも把握してある、し
かもその地位は世襲である、こうい
うのが君主国だと思います。そう考
えてみますと、現在の日本国憲法で
は、日本国は君主国でもなければ共
和国でもない。天皇の地位は、御承
知のように、憲法の規定によって世
襲であります。しかし天皇には行政
権はござりません。従いまして私は
日本の国柄の言い表わし方といたし
ましては、結局国民統合の象徴であ
る天皇の存在は、民主国だ、こうい
うふうにもいわざるを得ぬと考
えるのであります。国柄を

特に言えとおっしゃれば、憲法の
規定からいえばそういうことになる
ように、私は考えるわけでございます。

○稲村委員 今の山崎さんの御意見
は、日本に天皇はおられるけれども
行政権を持つておられるのじゃない
か、普通の君主が行政権を支配して
いる君主国と違ふのだということだ
らうか、それはむしろその通りだと
私は思うのです。そうすると、どう
も自由党の草案はおかしいのです。
日本国の元首で国民の総意により
て国家を代表することがあるのだ
と、現行憲法にはないのですね、自
由党の草案の中に国防の義務をき
めまして、「国防の義務、遵法の義務、
国家に対する忠誠の義務を規定す
る」ということになっておるわけ
です。それが問題なんです。山崎
さんのおっしゃったような解釈なら
差しつかえないのですが、「国家に
対する忠誠」ということになってき
ますと非常に問題があるわけなん
です。大体日本の国家論というのは、
これはいろいろのことを言います
けれども、国家というものは最高
の善であるか、最高の善であるか、
善の概念です。これはヘーゲルの
哲学から来ているプロシヤから入
った思想で、こういうふうな国家
主義の教育、それによってあなた
が出られた帝国大学を作った。そ
れが官僚の思想であり、それがひ
いては一般国民の思想になったわ
けなんです。こういうことを私ども
はよく考えなければならぬ。ここ
でいふ国家論というのは、これは
非常に危険だと思ふのです。た
だ国とか家とかいふのならば

けれども、これを法律的にいうとき
は、結局どうしても国家権力を意味
するようになると思うのです。ここ
に多くの間違いがあったのです。
そこで古いことを言うようですが、
戦争中の議会ですけれども、私が
議院を傍聴しておりましたとき、
近衛公爵が、国民は国家のために
あるのであるか、国家が国民のため
にあるのであるかという議員の質
問に答えて、国民は国民のため
にあるのだ、国民はむしろ国家
のためにあるんだ、こういう答
弁をしていました。これは驚くべき
答弁でありまして、これがい
わゆる神権論につながるわけなん
です。これが日本の過去の思想
なんです。最近アメリカでアイゼ
ンハワー大統領とイーデン首相
が会って、そして何か声明をした
のは、これは多分、英米が全体
主義国家と考えているの連に
対する一つの声明だと思ふので
す。私は、ソ連は全体主義国家
と思いませんけれども、英米の政
治家はソ連を全体主義国家と規定
している。その中に、国民は国家
のためにあるのじゃない、国家は
国民のためにあるの、こういう
声明をしている。これはい
わゆる主権在民の考えからい
えば当然のことなんです。国家
というものは国民のため
にあるのであって、近衛さんの
言うように、国民が国家のため
にあるの、これは明瞭なんです。
それでこの国家論というものが
非常に問題なのである。あ
って、法的に考えて国家は
国家権力だと思ふのです。これは
明瞭だと思ふのです。それで、
天皇が国家権力を代表するとい
うふうなことになったら、そ
れは大へんな問題になると思
う。そ

れから自民党の国防の義務の中に
「国家に対する忠誠」という言葉
が出てきている。これは私ども
から言えれば非常に危険な思想
です。こういうふうな改訂され
れば、幾らあなた方が主権在
民とか何とかいって、主権在
民にしようといふのであ
る。その問題はなほ抽象的な
ものであるけれども、重要な
問題だから申し上げるのだ
と、主権在民を守るという
こと、要するに帝国憲法に
対する郷愁、これはなかなか
わかれられぬ。国家万
能主義の教育、これによって
再び国家万能主義に
戻ると、こういう危険な
憲法改正の背後にあると
私は思ふ。特に私は保守
党の人にはこの考えは強
いと思ふ。この点に
対しまして、清瀬さん
や山崎さんのお考えを
聞きたいと思ふ。

○清瀬國務大臣 今稲村さん
から非常に根本的なこと
をお尋ねでございます。国家
とは何ぞや、これは非常に
根本的な問題であります。私
ども、今の政府も、国会も
新憲法のもとでの通り議
事を進めておるのでありま
す。改正されるまでは私
は新憲法をどこまでも守
るつもりでございます。こ
ういふ前提のもとにお
答えいたします。この憲
法は、現在日本人の守
つておるその理論は、自然
法学説の国家観なんです。
明治憲法は絶対主義理
論でございます。あなた
がもとの近衛公爵の演説
を引用される通りでござ
います。また日本の代
表的な大学である当時の
帝国大学もそう教えて
おりました。この絶対
主義に對して自然法主義の

家観が一つあるのです。言うまでも
なくオランダのグロシヤスの説に
始まりはジャン・ジャック・ル
ソーによって理論づけられた、す
なわち国家は土地と人民と主権
であり、その主権は土地と人民
のものと個人の持つておる
絶対人権の一部分を譲渡した
ものなんです。すなわち国家の
主権は本来人民の持つておる
権利の一部分をデリケートに
譲り受けたものである、であ
りまして、国家の持つておる
権力にも限界がある、その限
界をきめたものが憲法の
限界なんです。でありますから
憲法を持っておる個人の方が
国家よりはたゞくさん権利
を持つておる。こういう格好
であるのが現行憲法である。こ
ういふ格好であるのが、
ル・レヒトといふもの考
え方となっております。私
も若い時分から、日本
では絶対主義の理論をと
つておるけれども、やはり
よくよく考えますと自然
法学説には優すべからざる
妙味がある。かねて考
えておりましたのであり
ますが、はからずとも今
回の憲法は占領中に作
られたということとそれ
自身が、はなはだ納
得がいけないんです。国家
の権力、一部分をほか
の國の人が持つてお
つて、そこでこれをき
めるといふことが、そ
も自然法の道理に反
しておる、それは
ともかくとしまして、
これに書いてある
ところの各種の規
定、ことに人権
尊重の規定、これ
らは私は自然法
学説にびつたり
合うものだ、こ
れはアメリカ
人が草案した
ことはかくれ
ないのです
が、アメリカ
の現在の哲
学は違いま
すけれども、
あの独立の
当時アメリカ
の今の憲法
をジェファ
ーソンが作
つた

當時は、ルソーの説、グロシャスの説
から日本で法律学を教えようと思えば
まず自然法論を教えようと思えば
まず民法を教えようと思えば、と
す。憲法の条文それ自身よりも日本国
の民主主義を長く保つためには、やは
り小学校も中学も日本の大学生も、一
つこの学説を日本人の哲学とするこ
とが、憲法の条文よりもなおさら民主
主義を永続する根柢であろう、私はこ
うふうふうに思っています。

○稲村委員 法務大臣が御出席にな
たので法務大臣にお聞きしたいので
すが、これは憲法と非常に関係がある問
題ですから、どうしても法務大臣にお
聞きしなければならぬと思っております
が、この間法務大臣は、十日の朝大阪
で日本法律家協会近畿支部の発会式に
御出席になったその車中談で、これは
二月十日の醜聞ですが、これもそも日
本の労働運動はアメリカが日本を弱体
化するために注入したものであるとい
うふうなことを言っておられるので
すが、この点ですね、果して日本の
労働運動はアメリカが日本を弱体化す
るために持ち込まれたのだということ
を思っておられるのですか。

○牧野国務大臣 思っておりません。
○稲村委員 どうして新聞に出たので
しょうか。新聞にちゃんとそう書いて
あるのですか。新聞はうそを書くわけ
はないでしょう。

○牧野国務大臣 新聞はうそを書いた
のじゃない。冗談か何かを言ったら、
それを、おもしろいから書いたのだ
でしょう。新聞はおもしろくなければ書
きませんからね。
○稲村委員 そういふことは絶対に私

はないと思うので、これは実はわざわ
ざ御多忙申来たいだいて聞かなければ
ならぬと思つたのは、総評の問題です
けれども、「今回の總評の闘争は国を
危うくする暴動類似の行為である。」こ
ういふふうな——これはアメリカだ
で戦争中労働争議を平気でやらして
おつたので、ルーヴレルが労働組
合に行つて演説をしたときに、ナチスが
勝てば君たちは争議ができなくなる、
だからして労働者の自由のために、こ
ナチスと徹底的に戦つてもらいたい、こ
ういふふうな演説をしておられるのだ
が、いやしくも主権在民の憲法のある
国で、労働運動がいかぬとか、労働運
動をすぐ暴動行為だとか——政府は勞
働運動に対しては中立を守るのが建前
です。憲法の建前からいって、政
府というものはそういうものなんで
す。それをあなたのような自由主義
者、しかも私も最も尊敬している牧
野英一博士——自由主義の法律学者
で、私も非常に敬服して、今でも議
んでおられますが、そういうふうなこ
を言われることは、それは全く牧野博
士の名譽を傷つけるものじゃないかと
思つたのですが、むちゃなことを言われ
ると思つたのです。憲法の番人が憲法を
否定する。憲法第二十八条には、労働
運動の自由は認められておるわけだ
と、これをどこか外国から輸入したも
のであるとか、あるいは早く暴動であ
るとかいかいふふうな解釈をすることは、

これは重大な問題だと思つた。あなたは
憲法の番人ですから、それをどう言
うかは暴言だと思つた。こういう考
えの人がおる内閣が憲法の改正を
云々するというふうなことは非常に危
険だと思つた。その点、御多忙中わざ
わざわしいを願つて、どうしてもお聞きを
しなければならぬと思つたのですが、全
然言わないことを書くわけはないと思
つたのです。

○牧野国務大臣 稲村さんの御説、そ
の通り私は同感でございますから、そ
んな思想は持つていない。のみならず
私の学位論文は、弱者の力を合せた
運動を沿革的に科学的に私が著述した
ものが、私の学位を得た論文の基礎で
ございます。その点あなた方と同じ考
えを持っております。だからそんなこ
とを言うはずはありません。そんなこ
とをあなた方信じてはいかぬ。(笑声)
○西村(力)委員 関連して。今自衛隊
の基地を作る場合、これも土地収用法
が適用できる。これは長官が言われま
したが、われわれはそれはできないと
思つておるのですが、とにかく米軍基
地の場合は土地収用法を適用する。
近辺砂川の滑走路拡張のためにも基地
拡張の土地収用をやる、こういう工
合にきておりますが、大臣は法学者で
ありますので、この土地収用に關する
人民主権の守られ方に對して、大臣の
御見解をただしたいと思つておたわ
けなんです。この土地を収用する場合
に、政府側が必要と認めれば使用認定
をやるわけですが、それに対して使用
認定の取り消しの仮処分をやつたとし
ますと、内閣総理大臣が行政訴訟特別
法に基いて異議申し立てをする。そう
するとそれは一べんでだめになつてし
まう。それで今度は取り消しの訴訟を
起す。訴訟はじئنせん目を長うしてい
つだかわからない。そのうちに工事が
進む。それで現実的に土地収用委員
会にずつとかけられてくるわけでは

これは知事の委嘱する委員によつて行
われるが、すなわち国民の代表という
立場、人民の官吏という立場から、そ
の収用委員会の機能を發揮するわけ
ですけれども、ところがその収用委員
は、この土地収用法に規定され
る目的、公共の福祉上絶対やむを得な
いのだという判定が、正しいかどうか
という判定をやる権能を持たない。そ
の収用が補償を幾らにすればいいかと
いう、そういう補償を評価する評価委
員会にすぎないということになる。そ
れで土地収用委員会は現実に進んで、
ブルドーザーをかけてしまふ。そのあ
と一年もたつて裁判が不当であるとい
う判決をいたしても、原状回復はでき
ない。そこにおける人は家をほかに持
ていかなければならぬ。そうなると
土地を持つておるその人の私有権は侵
されて、生活権までも脅威されてくる
わけですね。こういう工合にまでくる
法律のあり方というものは、現在の民
主主義というものに合致するかどうか。
あなたはこの憲法の基本である人民
主権というふうな、あるいはデモクラ
チックなそういう立場は絶対に否定し
ないと言いますけれども、現在そうい
う工合になっておることに對して、ど
ういう工合にお考えになっておるか。
それは民主主義国家においては、国家
主権と人民の権利というものは對等
なければならぬ、こう思つたのです。
ところが現実にはこれに合致して、だ
かりという立場で憲法をしっかりと
り守られるという立場であるとする
ば、どういふ見解を持たらうか、
国民が自分の権利を守るために戦えば

いいか、そうして民主主義の国家の
あり方というものを備えていってら
いかにいふことについて、大臣の御見
解を伺いたいと思つたのです。

○牧野国務大臣 西村さん、その問題
は私も現実の一つ持つておりまして、
非常に困つておるんですが、法律論と
しては、制度の上からは今過渡時代と
見るのほかしようがない。そこで實際
の問題としましては、収用委員会の意
見を尊重することよりよろしい方が
ないんじやないかと思つたんです。そ
で全く対立的な状態になつておるん
です。でありますから、裁判の結果で
ものをひっくり返されるというよう
なときの原状回復はとうていでき
ない。ですからやむを得ません。この場
合には収用委員会というものを尊重し
ていくというのが、一種のやむを得ない
妥協なんです。私はそれいつをもつて
満足はしておりませんが、もう少し民
主主義というものを国民に徹底させる
のと、民主主義というものが法制の上
にどういふふうにならねばならないか
という点は、もう少し現在の制度
の上において考えなければならぬの
じゃないか、こう思つたんですが、こ
の点においては、おそろくあなたと私
は思想的に多少差があるんじやない
か、こう思つたのでございます。そこ
で現実のお話のような基地問題に關する
収用法の適用につきましては、どうも
収用委員会というものを尊重して、そ
うしてできるだけこれは妥協でいくよ
うにかししようがありません。そんな
うにかして、実は私自身も苦慮
いたしておるわけでございます。お察
し下さい。

○西村(力)委員 思想的に違ふとい
う

ことを言いますけれども、国民の権利を守ろうという点においては、一致しておるんじゃないかと思うんですね。それでそういう場合に妥協せざるを得ないというならば、ずっと前に戻って、国家が暴動する使用認定という強硬手段をストップせられるのが正しいんじゃないか、それが憲法に忠実なるゆえんじゃないか、私はそう思うんです。安保条約や行政協定などに基く義務履行ということもありますけれども、政府はやはり憲法に忠実なる手段をとるべきである、そうすれば国民の私有権というものをどうしても侵害するんだ、それはどうしても反対だ、それを強引にやらなければならぬということになっては、結局権利の尊重ということにならないから、そういう点はそういう強硬手段を一応ストップして、民主主義の国家の姿というものを守っていくという場合に国家はやるべきじゃないか、政府はそういう態度をとるべきじゃないかと思う。そういうことがほんとうに正しい、憲法に忠実なる政府のあり方ではないか、こう思うんですね。いかがでございますでしょうか。

○牧野國務大臣 西村さん、むずかしいところがそこなんです。私はそうすると条約や法律がみな憲法違反になってしまふと思うんですね。憲法の規定しておる民主主義というものは、そういうものじゃないんじゃないか。そこでどこまでも国民の権利を尊重する、その場合において国民の主権が公けの利益と対立的な関係にあるときはどうするか。法律の規定がある、その条約に従うということになるんじゃないか。そこでその主権に民法第一条の新しいものが適用になるんじゃないか。公共の福祉に従うことを要する、権利の乱用はこれを許さず、こういう新しい民法の第一条というものがそこへ適用されまして、いわゆる憲法の民主主権というものは対立関係がないんじゃないか。そうでないとおよそ国民の権利に對し、公共の利益の立場から立法することができなくなってしまう、そういうものではないのだ、そこが立法のおもしろいところですね。だから私はあなたの説を補充していくと、民法第一条というものは憲法違反だということにまで議論をしていかなければならなくなるけれども、あなたの思想はそんな偏狭な思想じゃない。対立したときには、やはり人民の方を認めてやれ、こういう御意見は私はわかるんだが、しかしながら公けの利益には国民も従わなければならない、これがワイマール憲法以来法制にきまりました新しい二十世紀の法律文化でございます。でありますから、私もやはり民主主義のもとにおいては、どこまでも国民の権利の方が優先するのだという思想ではないのだ、公けと私とが対立する場合においては法律上の規定を要する、条約の規定ならそれに従わなければならないということになるのではないかと思うのです。その点はゆつくり考えましよう。

○西村(力)委員 これは法学博士の牧野先生と論争してもとてだめですが、憲法に規定されているのを否定するほど私は偏狭ではない。だがしかし自分たちが土地を守ろうとすること、飛行場に拡張させまいとすること、こういうことは何も公共の福祉に反するといふ場合にお互い考えられないことではないかと思うのです。これは公共の福祉といふことには考えられない。だから自分の私有権をがんばって守ろうとするのは、決してそういう偏狭な立場から出ているものではない、こういう場合に私は思うのです。 閣連質問を長々とやっても何です、ただこういう問題がありますので、政府の土地収用に對する態度というものは、妥協で済むぐらいの簡単な立場で強引に押しつけては困る、その点は十分に憲法に忠実なる立場から、国民の権利を守ろうとする主張には理解ある態度をとってもらわなければならないのではないか、こういうことを希望しておきたい。

○牧野國務大臣 その点については、ただいまの西村さんの御趣旨を体しまして、きょう昼に閣僚に会いますから、収用法に關することは一つよく相談してみます。 ○稻村委員 そこでまた山崎さんにお願いたいのです。さっきの自由党の天皇の地位の問題、そこに戻りたいのですが、日本国の元首で、国民の總意で、國家を代表する、こういうことになれば、私はやはりこれは天皇があらゆる國家權力を支配することを意味するのだと思う。國家權力の代表ということ、これは國と家を代表するといふのならば、法律的理由にならないから、ここに出ている以上國家權力を代表するといふことになれば、天皇が再び統治権を持つという意味になるのではないかと思うのです。この点はどうでしょう。

○山崎巖君 たびたび申し上げますように、主権在民の原則をくずすと、あるいは制限するとか、そういう意図は毛頭持っておりません。自由党の憲法調査会におきまして、元首という言葉を使ったことが適當かどうかという問題は、先ほど申し上げましたように、さらに十分わが党の調査会におきまして、またこの法律案が通過しまして内閣に調査会ができました場合にも、十分に御検討をいただきたいと思っております。自由党の元首という言葉を使いましたのも、今申し上げましたように、決して主権在民の原則をくずすものではなく、また天皇に國家權力を付与するとかあるいは増加するとか、そういう趣旨では毛頭ないのであります。自由党で元首という言葉を使いましたのは、国外に對して日本の國を代表するの必要ではないか、現在の規定ではその点すらあまり明確でないから、国外に對しては天皇が日本國を代表する、こういう趣旨からその要綱を作ったものと思ひます。従いましてこういう点につきましても、それが適當であるかどうかというところは、今度の調査会におきまして十分御検討をいたしたいと思つたわけでありまして、くれぐれも申し上げますが、決して國家權力を天皇に付与するといふ趣旨でないことははっきりここで重ねて申し上げておきたいと思ひます。 ○稻村委員 そういう意味なら天皇の地位は今ままでいいのです。ところが國家を代表するといふふうなことになるれば、どうしてもそれはならないと私は思うのです。「國防の義務」ということで、先ほど申し上げましたように、「國家に對する忠誠の義務を規定する。」これがすでにおかしいと思ひます。あなたはそう弁解されるけれども、自由党の人たちの間にはそういうふうな天皇に權力を与えるという考えがどうもあるのじゃないかと疑うのです。それはむしろただ元首であるといふことだけで、天皇に國家權力を与えるということにはならぬけれども、——たとえばイギリスの國王は元首だけれども、國王は君臨すれども統治せずといふ言葉があるのです。そういうことであればいいのです。ところが國家を代表するとかあるいは國家に忠誠の義務を憲法で規定するなんというこゝとなれば、これは結局明治憲法に還元するようなことになると思ひます。これは非常に危険だと思ひます。あなたが非常な危険だと思ひます。あなたはそう弁解されるけれども、「國家に對する忠誠を規定する。」とか天皇は「國民の總意により國家を代表する。」とかいふことになってくると、主権在民の憲法をあくまでも守るといふことを幾ら弁解されても、そうでないといふことになるのじゃないかと私は思ひます。

○山崎巖君 自由党がかつて一年くらいかかって作り出した成案は、今の稲村さんからの御指摘の通りであります。私どもは今度の調査会ができました場合に、かつて自由党で作りました成案を固守するといふ気持は持っておりません。現に新しい党であります自由民主党におきまして、憲法調査会を作りまして、さらに自由時代あるいは改進黨時代の成案について再検討を加えておるわけでありまして、重ねて申し上げますけれども、決して自由時代におきましても、主権在民の思想をくずすとか、あるいはまた天皇に權力を与えるとか、こういう思想でなかつたことははっきりいたしております。

す。明治憲法の復元をはかるとか、あるいは明治憲法に対する郷愁の結果という要綱ができたとかいうことでは絶対ないのでございますから、その点重ねて誤解のないようにお願い申し上げます。

○稲村委員 そういことが書いてありますと、どうしても誤解するので、これは非常に重要な問題ですから、それはまたあとで私お伺いすることとしましてきょうは留保しておきます。

もう一つ自由党の草案で、「国民の権利及び義務」の中に、「基本的人権」というものがある。現憲法では「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」としているわけなんです。それを今度自由党の案では「基本的人権の主要なものを列記して保障の原則を明示する。基本的人権は社会の秩序を維持し、公共の福祉を増進するための法律をもって制限し得る旨を規定する。」これがやはり主権在民の憲法を守ると言っている、実は守らないようなことになるのじゃないか、そういう考えがあるのじゃないかと私は考えるのです。大体公共の福祉のために基本的人権を制限するということをいふ必要はないと思ふのです。これは刑法があるのですから、刑法によって個人の無限の自由などというものはあり得ないのです。全体の人の自由のためには個人の無限の自由というものはむしろ抑制されなければならぬ。これは当りまえの話なんです。そこでそういうことをわざわざ書くという事は、たとえば労働争議などは公共の福祉のために害があるからこれはこうだということになるわけで

す。あなたが会長で自由党の憲法調査会というものができておったのですが、そういうような議論は、主権在民の立場からいって、根本的に間違っておると思うのですが、その点に対してどうお考えですか。

○山崎議員 基本的人権の尊重の原則を堅持しますことは、たびたび申し上げたところであります。自由党時代の草案は、実は私が会長時代ではなくして、前任者の時代の案でございまして、私もむしろ責任はございませうけれども、その点は一つ御了解いただきたいと思ひます。自由党時代にそういう成案ができましたのは、現在の憲法の国民の権利義務の章で第十三条と第二十条だけには「公共の福祉に反しない限り」という言葉がございまして、他の条文にはその文句が抜けておるわけでありまして。そこで他の条文にも全部公共の福祉の問題がかかるという説もあり、また現にそういう解釈のもとにいろいろの法律も出ておるわけでありまして。そういう点がやや明確を欠くので、各条章について十分の検討を必要とする、こういうことからおそれる、そういう結論が出てきたのではないかと申すわけであります。決して現在の基本的人権に制限を加えるとか、この権利を減少せしめるとかいう趣旨では毛頭ないと思ひます。また私どももそういうことでは絶対いけない、基本的人権はどこどこでも尊重していい、こういう基本方針のもとに憲法に検討を加えたい、こういうふうにおおるわけであります。

○山本委員 午後二時五十三分開議を閉じます。明日午前十時より開会し、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案に関する残余の質疑を続行し、引き続き採決することとし、本日はこれにて散会いたします。

○山本委員 午後二時五十四分散会

○山本委員 午後二時五十三分開議を閉じます。

明日午前十時より開会し、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案に関する残余の質疑を続行し、引き続き採決することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

昭和三十一年三月三日印刷

昭和三十一年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局